

地方公共団体投入調査 調査の手引

(平成 23 年産業連関構造調査)

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

第 1 調査の目的

産業連関表は、財貨・サービスの生産、消費、投資等の流れを、産業部門間の取引（投入・算出）の形で表示するものであり、最終需要（投資、消費）の変動が産業部門相互間の技術関連を通じて及ぼす各産業部門への波及効果を測定したり、一国の産業構造を分析する等の際の最も有力な手段を提供するものであって、国の経済計画の企画、策定はもとより、民間企業の需要予測、経済研究機関による研究活動、また、近年では、地方公共団体の地域経済分析や長期計画の策定等に広く利用されているところです。

わが国における産業連関表は、昭和 26 年表が作成されて以来、ほぼ 5 年毎に作成されていますが、平成 23 年表は、内閣府等 10 府省庁の共同作業で、平成 26 年度公表を目処に現在作業中です。

本調査は、この平成 23 年表作成作業の一環として行われるものであり、平成 23 年度において地方公共団体が行政事務及び事業活動のために購入した財貨・サービスを、産業連関表部門分類別に調査し、当府が担当する部門のうち地方公共団体関係分の推計を行うための基礎資料を得ることを目的としています。

第 2 調査事項

1 普通会計

地方公共団体普通会計の消費的経費について、その購入した財貨・サービスを商品類型別に調査するもので、「公務（地方）」部門等の投入構造を把握することを目的としています。

具体的には、総務省が毎年度実施している「地方財政状況調査」に基づき各地方公共団体が作成する目的（款・項）別の「物件費」及び「維持補修費」を、商品類型別に調査します。

なお、普通会計のうち、保健所経費、試験場・研究所費、職業訓練校費などは、産業連関表では、「保健衛生」「自然科学研究機関」「人文科学研究機関」「その他の教育訓練機関」等々の独立した産業部門として取り扱われますので、当該経費に係る「物件費」及び「維持補修費」の内訳については、特掲することとします。

2 公営事業会計（公共下水道事業）

地方公共団体の公営事業活動の営業費用（収益的収支）について、その購入した財貨・サービスを商品類型別に調査するもので、「下水道」部門の投入構造を把握することを目的としています。

具体的には、総務省が毎年度実施している「地方公営企業財政状況調査」、「地方財政状況調査」に基づき各地方公共団体が作成する事業会計損益計算書、もしくは

決算書の消費的経費項目を、商品類型別に調査します。

第3 調査方法

1 普通会計

(1) 標本単位となる単位箇所の抽出

「地方財政状況調査」の歳出目的分類（款・項）別に、当該目的に集計される各行政組織（部、課、委員会、支所等）をもって母集団とします。次に各行政組織の行政事務の特徴、母集団に対するウエイト等を考慮のうえ、母集団の商品購入特性を反映するように、標本単位となる行政組織を抽出します。母集団の商品購入特性が適正に反映される場合は、抽出率は、概ね1/10程度として差し支えありません。

なお、普通会計の特掲項目については、事前に当府に提出していただいた行政機構図に基づいて、協議の上、定めた行政組織をもって標本単位とします。

(2) 記入方法

ア 各標本単位となる行政組織の、平成23年度1年間の物件費及び維持補修費の商品類型別支出構成比（分割指標）を作成します。

この場合に、物件費については、内訳細目である賃金、旅費、交際費、需用費、役務費等の各々について、構成比の合計が100となるよう分割指標を作成します。

イ 次に、母集団毎の（目的別歳出額の項区分毎の）物件費及び維持補修費を、分割指標を用いて商品類型別に分割し、調査票へ入力します。

この場合に、分割対象となる物件費の内訳細目の賃金、旅費等々の計数及び維持補修費の計数は、総務省「地方財政状況調査」の「二 物件費」の細目の計数及び「三 維持補修費」の計数と一致させます。（記入要領参照）

ウ 分割指標作成の具体的方法については、下記に例示してありますが、当該地方公共団体の個々の基礎資料の状況に応じて、より有効な方法があれば、その方法によることとします。

（例）「物件費」及び「維持補修費」は、商品類型別の購入パターンの安定性が高いことから、

- ① 平成23年度予算決定額の積算資料
- ② 過去1～2年間の予算支出実績資料
- ③ 物品購入事務及び契約事務担当者の補助的資料
- ④ 平成23年度中の支出伝票等の資料

を利用して推計する。

2 公営事業会計（公共下水道事業）

(1) 標本単位となる単位箇所の抽出

原則として、1事業会計について会計全体もしくは1単位箇所をもって標本単位とします。1単位箇所を抽出する場合は、各事業所の規模、特性等を勘案し、標準的な事業所等を選定します。

(2) 記入方法

普通会計と同様に、標本単位箇所の商品類型別購入比率を用いて、総務省「地方公営企業財政状況調査」又は「地方財政状況調査」の各事業会計の営業費用を分割することとします。分割指標の作成方法も普通会計の調査と同様とします。

(記入要領参照)